## 基準１－２　教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

分析項目１－２－５　教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること

【分析の手順】

・大学運営に必要な業務に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

※役割分担が適切であるとは、教員と事務職員等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な大学運営の実現に資する状況にあることを想定している。

※理事や副学長など全学的な管理運営の責任者等は、ここでいう教員・事務職員には含めない。

・教職協働の状況（別紙様式１－２－５）

| 合議体名称 | 構成員（教員） | 構成員（事務職員） | 根拠規定 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |